

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成28年2月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500352号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500166号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成10年5月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成10年5月から同年9月までの標準報酬月額については、26万円から28万円とする。

平成10年5月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成10年5月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年10月1日から平成10年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち平成8年8月1日から平成9年10月1日までの期間の標準報酬月額は28万円であった。請求期間のうち平成9年10月2日から平成10年3月31日までの期間は育児休業期間中であり、請求期間のうち同年4月1日から同年10月1日までの期間は育児休業が終了した後の期間であったが、同年4月分から同年9月分までの賃金支払明細書では、標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料(2万4,290円)が控除されていた。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間の標準報酬月額が26万円と記録されているので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を28万円に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成10年5月1日から同年10月1日までの期間について、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額は26万円と記録されている。しかしながら、請求者から提出された賃金支払明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により

確認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額（29万6,730円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（30万円）より低い標準報酬月額（28万円）に見合う厚生年金保険料（2万4,290円）が事業主により当月に支払われた給与から当月分の厚生年金保険料として控除されていたことが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、賃金支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額（2万4,290円）から、28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成10年5月から同年9月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付については、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち平成9年10月1日から平成10年4月1日までの期間について、オンライン記録では、当該期間の標準報酬月額は、平成9年10月1日の定時決定に基づき26万円と記録され、当該期間のうち、同年10月2日から平成10年3月31日までの期間について、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除及び被保険者期間算入の申出を行ったことが確認できる。

また、育児休業期間中の厚生年金保険料が免除された場合の標準報酬月額は、育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすることとされている。

さらに、請求期間当時の標準報酬月額の方法は、毎年8月1日現在で使用される事業所において5月、6月及び7月の3か月間に受けた報酬の総額をその期間の月数（報酬支払の基礎となった日数が20日未満である月を除く。）で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定することとされていた（厚生年金保険法第21条、平成12年改正前）。

しかしながら、A社は、年金事務所からの文書による照会及び当厚生局からの電話による照会に対して回答及び賃金台帳等の資料を提出していない上、請求者も、当該期間に係る賃金支払明細書を所持していないことから、平成9年10月1日の定時決定の算定基礎となる同年5月、同年6月及び同年7月の給与支払基礎日数及び総報酬月額が不明であるため、請求者の当該期間に係る標準報酬月額について確認できない。

また、A社を管轄する年金事務所において、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管していないことから、請求者の請求期間に係る標

準報酬月額について、事業主が請求どおりの標準報酬月額について届出を行ったか確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者に係る平成9年10月1日の定時決定は、A社の他の厚生年金保険被保険者2名と同様に同年8月18日に処理されていることが確認でき、遡及して訂正されるなど不自然な処理がなされた形跡はうかがえない。

したがって、請求者の育児休業期間中の保険料免除期間に該当する平成9年10月から平成10年3月までの期間に係る標準報酬月額については、平成9年10月1日に定時決定された標準報酬月額26万円とすることが妥当である。

このほか、請求者の当該期間に係る標準報酬月額が請求者の主張する28万円であることが確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額が請求者の主張する28万円であったとは認められない。

- 3 請求期間のうち平成10年4月1日から同年5月1日までの期間について、請求者から提出された賃金支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額（2万4,290円）に見合う標準報酬月額（28万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）よりも高額であるものの、賃金支払明細書に記載された報酬月額（15万9,220円）に見合う標準報酬月額（16万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）より低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500499号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500167号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年7月8日の標準賞与額を35万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年7月

A社において、平成17年7月に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

賞与支給明細書及び賞与支給通知書を提出するので、調査の上、標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書により、請求者は請求期間において、35万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、請求者から提出された賞与支給通知書から、平成17年7月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500503号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500168号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月1日から同年10月1日まで

私は、昭和54年7月にA社に入社し勤務していた。入社後、国民年金から厚生年金保険へ切り替えるために国民年金の資格喪失手続きを行い、同社の担当者にも伝えていたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和54年10月1日となっている。

私の所持する源泉徴収票には、請求期間に係るA社の社会保険料控除額が記載されているので、調査の上、当該期間の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の職員名簿及び請求者から提出された請求期間当時の源泉徴収票の摘要欄の記載内容から、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者の日雇健康保険手帳及び雇用保険日雇手帳に貼付された印紙によると、請求期間のうち、昭和54年7月については、請求者は、「日々雇い入れられる者」に該当していることが確認できることから、厚生年金保険被保険者の適用除外を規定した厚生年金保険法第12条の規定により、被保険者ではなかったものと考えられる。

また、A社が提出した請求者の採用に関する昭和54年7月2日付けの「廻議用紙」によると、請求者を約3か月間労務課雇用とする旨の記載が確認でき、同社の人事担当者は、「請求期間当時、労務課で厚生年金保険の届出及び給与からの保険料控除を行うことは考え難い。」と陳述している上、同僚1名は、「A社では、請求期間当時、日雇労働者など正社員以外の者は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、請求者が提出した昭和54年分の源泉徴収票によると、請求期間に係る社会保険料額が摘要欄に記載されているものの、当該社会保険料額は、当該期間に厚生年金保険に加入していた場合に推認される社会保険料の合計額を下回っていることから、請求者の請求期間にお

ける厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保管しておらず、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。